

第5次千葉市男女共同参画ハーモニープラン改定（案）の概要

1 改定の趣旨

令和6年4月1日に施行された「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（以下「困難女性支援法」という。）により、困難な問題を抱える女性への支援のために必要な施策を講ずることが地方公共団体の責務とされました。また、厚生労働省により、「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針」（以下「基本方針」という。）が公示されました。

これらを受けて、本市においても、多様化、複合化、複雑化する女性の抱える問題に対応し女性が安心して自立できる社会の実現を目指して、施策を総合的かつ計画的に推進するため、令和5年3月に策定した「第5次千葉市男女共同参画ハーモニープラン」（以下、「第5次ハーモニープラン」という。）を改定し、関連する社会経済情勢や課題の整理、具体的事業の再編を行います。

2 改定概要（改定（案）のマーカー部分が変更・追加箇所です）

（1）第1章 計画の考え方（P1）

ア 「1 趣旨」（P1）

今回の改定の趣旨を追加します。

イ 「2 背景」（P3～13）

以下の社会経済情勢や、国、県の動向等を追加します。

・女性が抱える問題の複雑化と制度改正（P9）

・国の動向：困難女性支援法の施行、基本方針の公示 等（P11）

・千葉県の動向：基本計画の策定・関連事業の実施 等（P12）

・千葉市の動向：困難女性支援に関する経緯 等（P13）

ウ 「4 位置づけ・期間」（P15）

本改定により、第5次ハーモニープランは、困難女性支援法第8条第3項に規定されている市町村基本計画を兼ねるものとします。

（2）第2章 施策の内容

基本目標 II 安全・安心で自分らしい暮らしの実現（P29）

施策の方向性（3）男女共同参画の視点に立った、困難を抱える方への支援（P34）

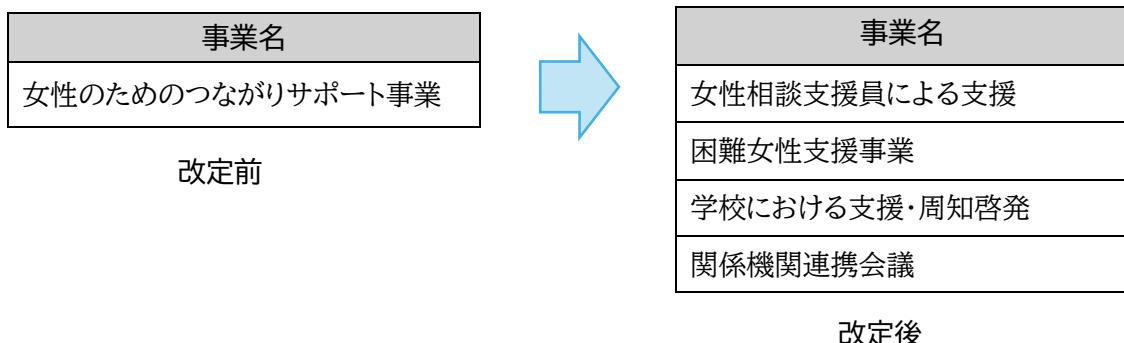
ア 【現状と課題】（P34～40）

本市における困難を抱える女性をめぐる現状と課題を追加します。

イ 【具体的事業】（P42）

次のとおり、具体的事業のうち、「女性のためのつながりサポート事業」を「困難女性支援事業」として拡充するとともに、関連事業を追加します。

- ・基本的施策 ②貧困や孤独・孤立など困難を抱える女性への支援（一部）



ウ 【指標】(P30)

次の指標を追加します。

項目	現状値	目標値
困難女性支援事業における新規相談者数	432 人※ (令和6年度)	500 人 (令和9年度)

※「千葉市女性のためのつながりサポート事業」における新規相談者数

3 第5次ハーモニープランの時点修正

今回の計画改定に合わせ、「第1章 計画の考え方」・「2 背景」に掲げている以下のデータやグラフ等を時点修正します。

- ・千葉市、千葉県、全国の合計特殊出生率 (P3)
- ・千葉市の平均初婚年齢 (P4)
- ・国のジェンダーギャップ指数の順位 (P10)